

行橋市国民健康保険財政調整基金条例をここに公布する。

令和8年9月25日

行橋市長 工藤政夫

行橋市条例第28号

行橋市国民健康保険財政調整基金条例

(設置)

第1条 行橋市国民健康保険事業の円滑な運用に資するため、行橋市国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度国民健康保険特別会計歳入歳出予算に定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、国民健康保険特別会計において財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

2 前項の規定により繰替運用した現金は、当該年度内に返還しなければならない。

(処分)

第6条 市長は、国民健康保険事業費納付金、保健事業費等に充てる場合に限り、基

金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。